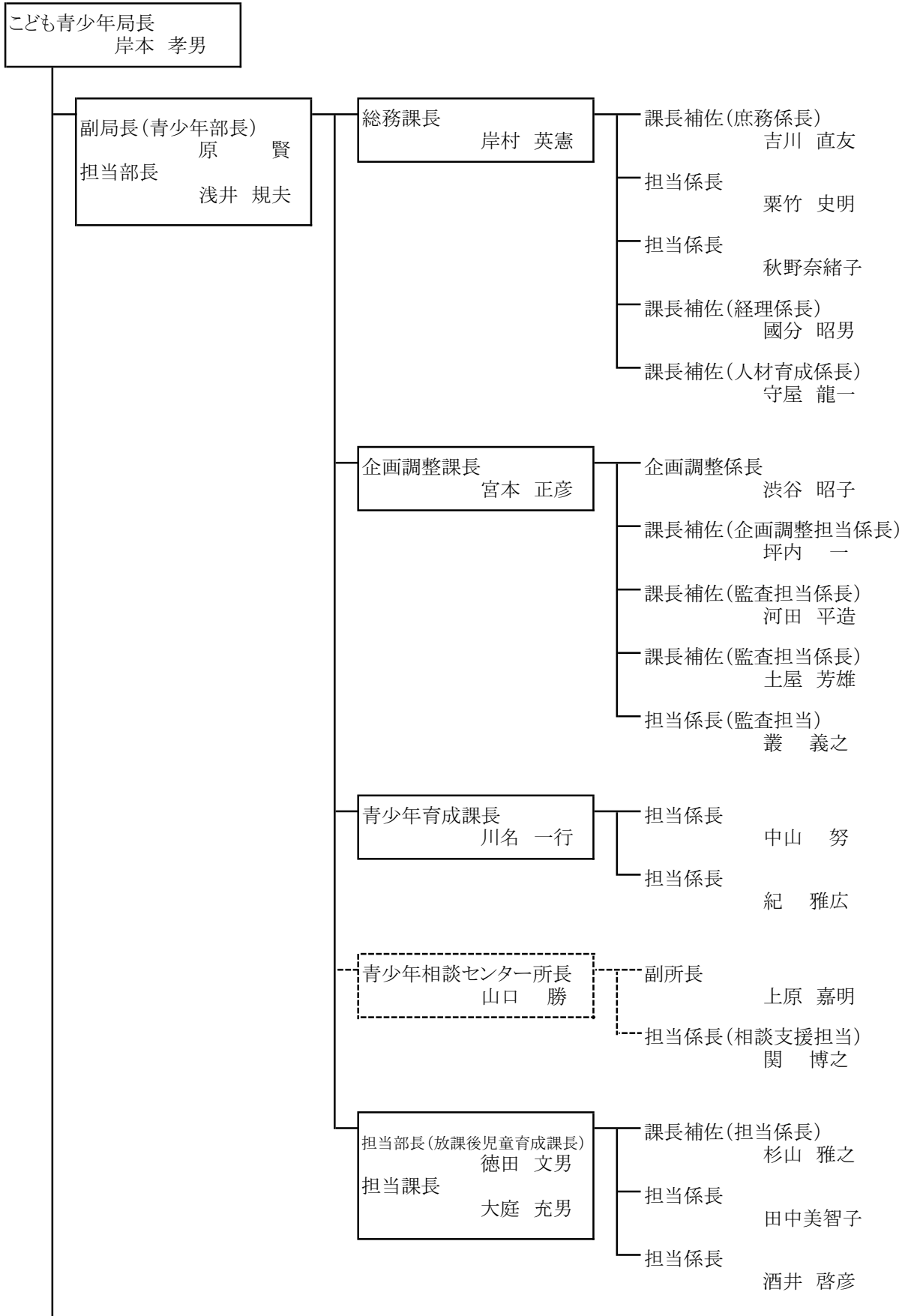


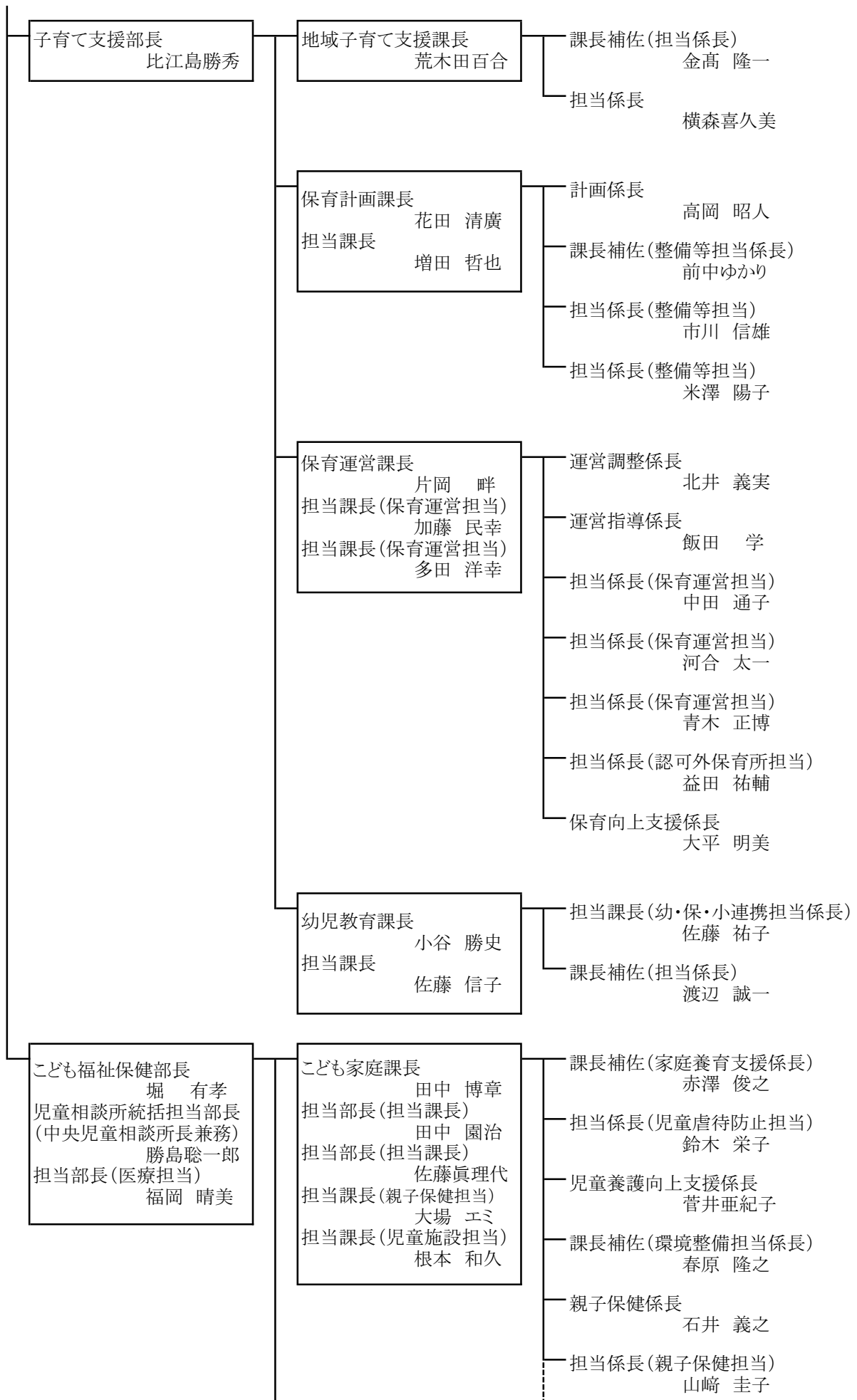
機構及び事務分掌

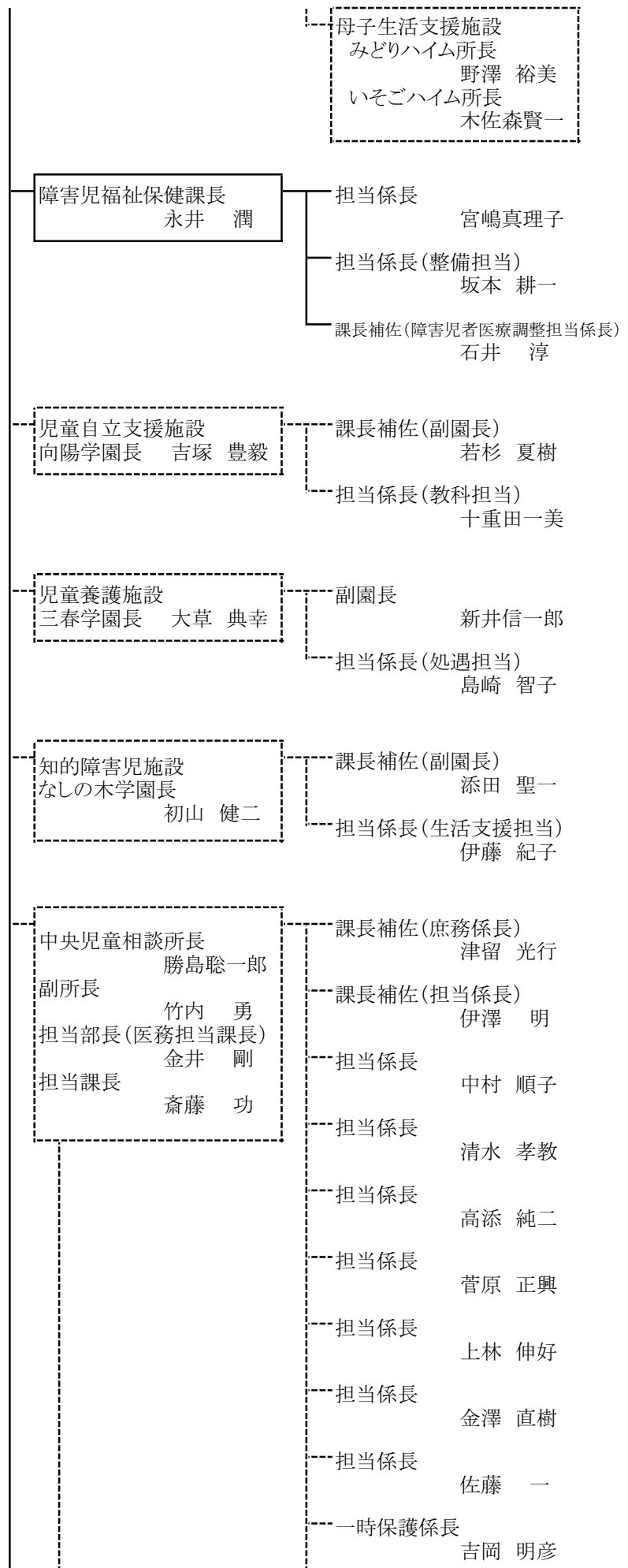
(平成 19 年 5 月)

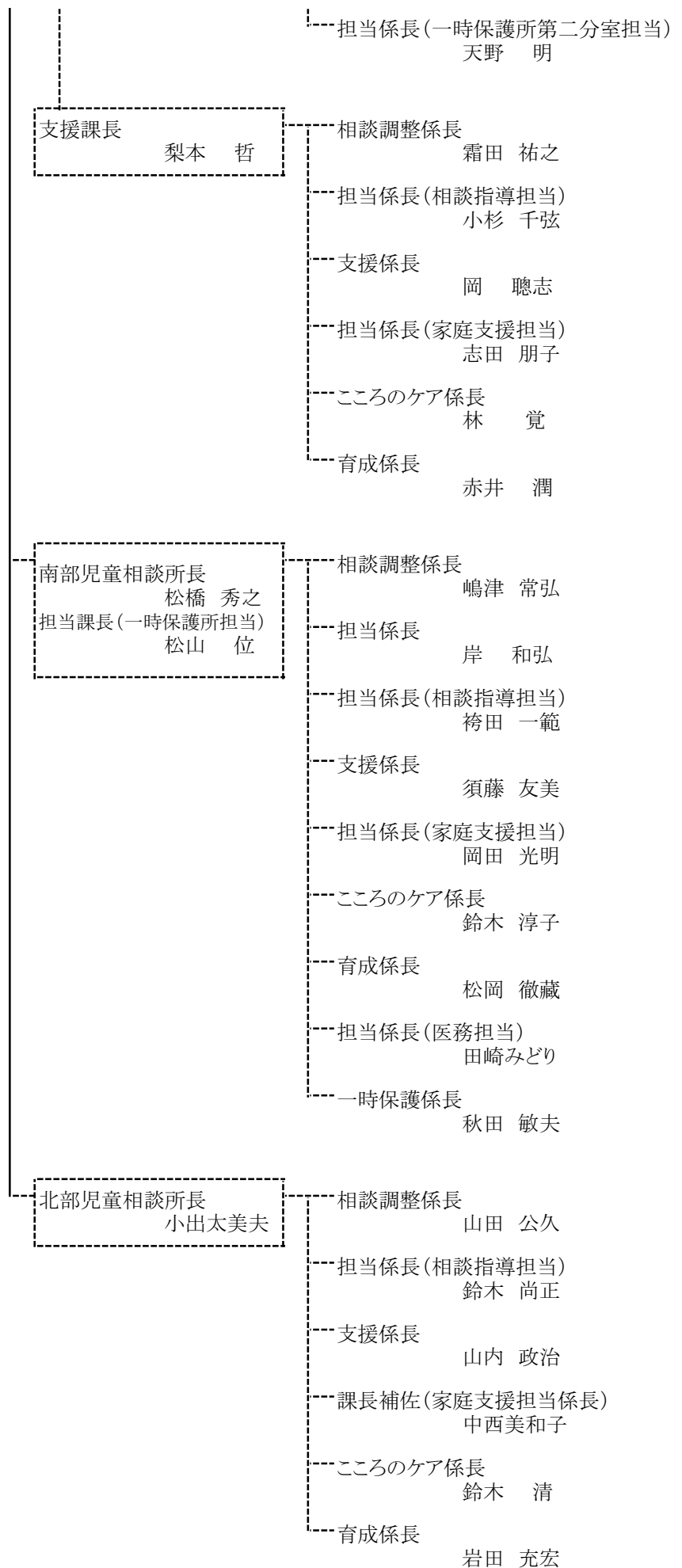
こども青少年局

こども青少年局機構図(平成19年5月17日現在)









こども青少年局事務分掌

青少年部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 5 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 6 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 7 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 8 児童福祉施設に係る事業、その他の児童福祉に係る事業の監査に関すること。
- 9 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 10 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 横浜市青少年問題協議会に関すること。
- 4 青少年育成団体に関すること。
- 5 青少年指導員に関すること。
- 6 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 7 財団法人横浜市青少年育成協会に関すること。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

地域子育て支援課

- 1 地域における子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 市民相互による子育て支援の推進に関すること。

保育計画課

- 1 保育所等に係る企画及び調整に関すること。
- 2 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 3 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること。
- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 3 私立の保育所の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 4 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 5 家庭保育福祉員の認定等に関すること。
- 6 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関する事。
- 2 保育所等の第三者評価に関する事。
- 3 保育所等の給食指導に関する事。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関する事。

幼児教育課

- 1 幼児教育の調査研究に関する事。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関する事。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関する事。
- 4 幼児教育に係る相談に関する事。
- 5 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関する事。
- 6 幼保連携施設等に関する事。
- 7 その他幼児教育に関する事。

こども福祉保健部

こども家庭課

家庭養育支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉に関する事。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 母子寡婦福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- 7 児童手当、特別児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- 8 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 9 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 10 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 11 女性に係る福祉の調整に関する事（市民活力推進局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 12 部内他の課、係の主管に属しない事。

児童擁護向上支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止

の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。

- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び児童福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事。
- 7 市立の児童福祉施設の運営管理に関する事。
- 8 里親の認定及び登録に関する事。
- 9 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関する事。
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 その他児童の養護に関する事。

親子保健係

- 1 母子保健に関する事。
- 2 母子の歯科保健に関する事。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関する事。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関する事。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関する事（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関する事。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関する事。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（知的障害児施設、肢体不自由児施設等の心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 障害児福祉施設及び障害児福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- 6 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害児に係る援護及び更生に関する事。
- 7 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児に係る援護及び更生に関する事。
- 8 特別児童扶養手当に関する事。
- 9 身体障害者等に対する奨学金の支給に関する事。
- 10 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関する事。

- 11 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 12 障害児に係る支援費制度及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 13 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 14 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 15 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 16 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 17 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 19 年 度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

1	親子の健康の保持・増進	1
	○不妊相談・治療費助成事業 <拡充> ○歯科健康診査事業	
	○妊婦健康診査事業 ○育児支援家庭訪問事業 <拡充>	
	○産後支援ヘルパー派遣事業 ○親と子の心の健康づくり事業	
	○母子保健指導事業 ○子ども・家庭支援相談事業	
	○乳幼児健康診査事業	
2	地域子育て支援拠点設置事業 <拡充>	2
3	在宅子育て家庭への支援	3
	○親と子のつどいの広場事業 <拡充> ○子育て支援者事業 <拡充>	
	○私立幼稚園はまっ子広場事業 <拡充> ○横浜子育てサポートシステム事業	
	○保育所地域子育て支援事業 <拡充>	<拡充>
4	次世代育成支援関連企業懇談会	4
5	保育所運営事業	5
	○保育所運営 ○保育所防犯対策事業 (再掲)	
	○長時間保育事業 (再掲) <拡充> ○市立保育所民間移管事業	
	○保育所法外扶助費 (再掲)	
6	多様な保育ニーズへの対応	6
	○一時保育 <拡充> ○病児・病後児保育 <拡充>	
	○障害児保育 <拡充> ○24時間型緊急一時保育	
	○休日・年末年始保育 <拡充>	
7	横浜保育室助成・家庭保育事業等	7
	○横浜保育室助成事業 <拡充> ○認可外保育施設指導監督・助成事業	
	○家庭保育事業 <拡充>	
8	保育所整備事業等 ○保育所整備 ○老朽改築	8
9	幼児教育事業	9
	○私立幼稚園就園奨励補助事業 <拡充> ○預かり保育補助事業 <拡充>	
	○障害児教育費補助事業 <拡充> ○私立幼稚園補助事業	
	○施設整備費補助事業 ○幼稚園協会補助事業	
10	地域療育センター運営事業 <拡充>	10
11	地域療育センター学校支援事業 <新規>	10

12	放課後児童育成施策の推進 ○放課後キッズクラブ事業 <拡充> ○放課後児童健全育成事業 ○はまっ子ふれあいスクール事業	11
13	プレイパーク支援事業 <拡充>	12
14	障害児居場所づくり事業 <拡充>	12
15	障害児施設利用者負担助成事業 <新規>	13
16	重症心身障害児者医療提供体制支援事業 <新規>	13
17	虐待防止と児童相談所の機能強化 ○児童相談所及び一時保護所の拡充 <新規><拡充> ○養育支援家庭訪問事業 <拡充> ○児童虐待防止人材育成事業 <拡充>	14
18	児童養護施設等における家庭的支援の充実 ○児童養護施設の整備 <拡充> ○里親対応専門員(里親養育相談員)の配置 <拡充> ○地域小規模児童養護施設の整備 <拡充> ○ファミリーグループホーム事業	15
19	青少年の自立支援の推進 ○青少年の自立支援事業 <新規> ○青少年相談センターの運営と機能強化 <拡充> ○地域ユースプラザ設置運営事業 <新規>	16
20	青少年育成施策の推進 ○青少年の地域活動拠点づくり <拡充> ○思春期問題への取組 ○青少年を育む環境づくり ○青少年関係施設の運営	17
21	母子支援・婦人保護・DV対策事業 ○母子家庭等の自立支援 <拡充> ○DV被害者等に対する地域での ○母子生活支援施設緊急一時保護事業 <拡充> 生活に向けた支援の充実 <新規> ○女性緊急一時保護施設補助事業 ○外国籍女性と子どもへの総合的 自立支援事業	18
22	児童手当・児童扶養手当支給事業 ○児童手当 <拡充> ○児童扶養手当	19
23	母子寡婦福祉資金貸付事業 (母子寡婦福祉資金会計)	19

平成19年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	133,674,704	130,584,543	3,090,161	2.4	
青少年費	19,631,019	16,903,106	2,727,913	16.1	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	67,323,570	67,720,335	△ 396,765	△ 0.6	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こども福祉保健費	46,720,115	45,961,102	759,013	1.7	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	903,798	1,161,530	△ 257,732	△ 22.2	
特別会計繰出金	903,798	1,161,530	△ 257,732	△ 22.2	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	134,578,502	131,746,073	2,832,429	2.1	
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	955,355	973,238	△ 17,883	△ 1.8	母子寡婦福祉資金貸付費、事務費
特別会計計	955,355	973,238	△ 17,883	△ 1.8	

こども青少年局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(38.3) 51,599,418	(39.5) 52,062,306
一般財源	(61.7) 82,979,084	(60.5) 79,683,767
合 計	(100) 134,578,502	(100) 131,746,073

1	親子の健康の 保持・増進		事業内容 母体の健康の保持・増進及び乳幼児の健全な育成を図るため、健康診査や保健指導を行います。 また、子育てに関する情報提供や相談を実施し、育児不安に対応するなど、子育て支援の充実に努めます。
	本年度	千円 1,650,628	
	前年度	1,528,904	
	差引	121,724	
本年度の 財源内訳	国	115,364	
	県	—	
	その他	4,994	
	市費	1,530,270	
1 不妊相談・治療費助成事業 <拡充> 223,680千円 不妊に悩む夫婦に対し、専門医等による相談及び特定不妊治療費の助成を行います。 (1) 不妊相談 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健センター職員による不妊相談 ・専門医等による不妊専門相談 (2) 特定不妊治療費の助成 <ul style="list-style-type: none"> ・対象 体外受精及び顕微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦 ・支給額等 1回の上限が10万円、年2回まで、通算5年度 ・所得制限 夫婦の前年の所得が合計730万円未満 			
2 妊婦健康診査事業 429,838千円 医療機関に委託して、妊婦健診を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中に健康診査を3回実施（補助券方式） 			
3 産後支援ヘルパー派遣事業 20,789千円 出産直後の体調不良等の母親に対し、ヘルパーを派遣し家事・育児を支援します。			
4 母子保健指導事業 73,818千円 母子健康手帳の交付や母親（両親）教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。			
5 乳幼児健康診査事業 646,027千円 乳幼児に対し、福祉保健センター及び医療機関で健診を行います。 (1) 乳幼児健康診査 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に福祉保健センターで実施 (2) 医療機関乳幼児健康診査 <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児を対象に医療機関で3回実施 			
6 歯科健康診査事業 104,745千円 乳幼児・妊産婦に対し、福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、未就学児に対し、歯科相談・保健指導を行います。			
7 育児支援家庭訪問事業 <拡充> 87,104千円 本年度から、各区の育児支援家庭訪問員を嘱託化し、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等に対し、相談や育児支援を行います。			
8 親と子の心の健康づくり事業 15,352千円 育児不安や不適切な養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。			
9 子ども・家庭支援相談事業 49,275千円 乳幼児期から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談者：保健師、保育士、教育相談員、学校カウンセラー 			

2	地域子育て支援 拠点設置事業 ＜ 拡 充 ＞		事業内容 地域の子育て支援の総合的な拠点として、平成22年度までに各区に1か所設置します。 (本年度は新規4区に設置) 1 実施内容(地域子育て支援拠点の5機能) (1)子育て家庭のための事業 (3機能) ア 親子の居場所 子育てに対する閉塞感及び育児不安の解消、仲間づくりの促進のため、週5日以上、1日6時間以上、親子の居場所を提供します。 イ 子育て関連情報の一元化と情報提供 区内の子育てに関する情報を一元化し、情報提供を行います。 ウ 子育て相談 育児不安の解消を目的に、拠点スタッフが相談に応じます。また育児に関する質問・相談をうけ、発達、児童虐待などの専門相談が必要な時は福祉保健センターへつなぎ、連携をとります。 (2)子育ての支援者のための事業 (2機能) ア 子育て支援ネットワークの形成 地域で子育て支援の活動を行う方々のネットワークを構築し、連携による活動の活性化、支援の質の向上、支援活動における課題解決を図ります。 イ 子育て支援に関わる人材育成 養成講座、スキルアップ研修などを通じ、子育ての支援者のすそ野を広げるとともに、支援の質の向上を図ることにより、活動の多様化、活性化を推進します。
	本年度	千円 334,642	
前年度	232,081		
差 引	102,561		
本年度の 財源内訳	国	17,290	
	県	—	
		—	
	市 費	317,352	
2 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人又は社会福祉法人等に委託して実施			
3 平成19年度の事業実施区 (1)新規設置区 神奈川区、南区、港南区、金沢区 (2)既設置区 港北区、都筑区、中区、緑区、保土ヶ谷区			

3	在宅子育て 家庭への支援		事業内容	
			子育ての負担感や不安感を軽減するため、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した相談、交流の場の充実など、市民同士、地域ぐるみの子育て支援を充実します。	
			1 親と子のつどいの広場事業 <拡充> 69,500千円	
			(1) 実施場所 ・商店街の空き店舗、マンション、アパート等 (2) 実施内容 ・子育て親子の交流、つどいの場の提供 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育ての悩み相談の実施 (3) 助成数・額 ・19か所(前年度14か所) ・3,500千円を基準(開設日数、広さ等により算定)	
本年度		千円	323,486	
前年度			248,772	
差引			74,714	
本年度の 財源内訳	国		68,536	2 私立幼稚園はまっ子広場事業 <拡充> 19,312千円
	県		—	(1) 実施内容 ・園庭、園舎の開放 ・親と子の交流事業の開催 ・子育て相談、講座の開催等
	その他		428	(2) 助成数・額 ・19か所(前年度15か所) ・継続園 1,000千円を限度 新規園 750千円を限度
	市費		254,522	
3 保育所地域子育て支援事業 <拡充> 115,647千円				
(1) 育児支援センター園		実施内容：施設の地域開放、子育て相談、育児講座、交流保育をすべて実施 (専任従事者を配置)		
箇所数：29か所(前年度24か所)・・・市立21か所(前年度18)、民間8か所(前年度6)				
(2) その他の保育所(全市立保育所及び一部の民間保育所)		実施内容：施設の地域開放、育児講座、交流保育の実施等		
箇所数：190か所(前年度169か所)・・・市立90か所(前年度94)、民間100か所(前年度75)				
4 子育て支援者事業 <拡充> 65,861千円				
(1) 子育て支援者：160人(前年度145人)		・地区センター、地域ケアプラザ等の市民利用施設における子育て相談 ・養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動への支援		
(2) 助言者(スーパーバイザー)：2人(1区でモデル実施)		・十分な経験を持つ子育て支援者から助言者を2人選任し、経験の浅い子育て支援者を育成していきます。		
5 横浜子育てサポートシステム事業 <拡充> 53,166千円				
利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中でこどもを預け、預かります。		19年度は、預ける人と預かる人との相互のニーズを、よりの確に結びつける事務局機能の強化を試行します。		
(1) 会員(平成18年12月31日現在)		利用会員(3,262人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童をお持ちの方 提供会員(1,250人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方		
(2) 利用時間、利用金額		月～金午前7時～午後7時まで・・・800円/時間(左記以外900円/時間)		

4	次世代育成支援 関連企業懇談会		事業内容 企業・NPO・行政が連携し、企業の子育て支援を推進する「横浜モデル」の普及・拡大を図ります。そのため、企業に対する具体的支援策として、アドバイザー派遣や情報提供等を実施します。
	本年度	千円 8,170	
	前年度	280	1 両立支援アドバイザーの派遣 <新規> 今後、新たに仕事と子育ての両立支援に取り組む企業やその充実を図ろうとしている企業を対象に、企業の取組状況に応じたきめ細かなアドバイスを行う社会保険労務士等の派遣をモデル的に行います。 なお、事業の本格実施に向け、事業の検証、アドバイザーの養成等を実施します。
	差引	7,890	
本年度の財源内訳	国	—	2 ホームページ等による情報提供 <新規> ホームページやリーフレットにより、企業の子育て支援に役立つ先進的な取組事例の紹介や情報提供を実施します。 3 企業懇談会の開催 「横浜モデル」のより効果的な普及・拡大方策や、具体的支援策の充実などについて協議します。 <委員> (12人) ○市内ファミリーフレンドリー企業 (5人) ○商工会議所 (1人) ・学識経験者等 (3人) ○行政 (4人)
	県	—	
		—	
	市費	8,170	

5	保 育 所 運 営 事 業		事業内容 保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。												
			1 保育所運営 46,122,217千円 ・施設数 383か所（前年度 373か所）												
	本 年 度	千円 46,191,476	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立保育所</td> <td>108か所</td> <td>112か所</td> </tr> <tr> <td>〃（公設民営）</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>273か所</td> <td>259か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成18年度	市立保育所	108か所	112か所	〃（公設民営）	2か所	2か所	民間保育所	273か所	259か所
		平成19年度	平成18年度												
市立保育所	108か所	112か所													
〃（公設民営）	2か所	2か所													
民間保育所	273か所	259か所													
前 年 度	46,005,417	<p>※市立保育所の減は民間移管によるため</p> <p>・入所見込児童数 月平均 約35,000人</p>													
差 引	186,059	2 長時間保育事業(再掲) <拡充> 8,735,931千円 原則保育時間(8時間)を超えた保育を実施します。													
本年度の財源内訳	国	6,990,716	(1) 長時間保育 (原則保育時間〔8時間〕から11時間までの保育)												
	負担金	10,583,392	・実施施設数 382か所（前年度 372か所）												
	諸収入	7,106,917	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立保育所</td> <td>108か所</td> <td>112か所</td> </tr> <tr> <td>〃（公設民営）</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>272か所</td> <td>258か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成18年度	市立保育所	108か所	112か所	〃（公設民営）	2か所	2か所	民間保育所	272か所	258か所
		平成19年度	平成18年度												
市立保育所	108か所	112か所													
〃（公設民営）	2か所	2か所													
民間保育所	272か所	258か所													
市 費	21,510,451	<p>※市立保育所の減は民間移管によるため</p> <p>(2) 時間延長サービス(11時間超の保育)</p> <p>・実施施設数 318か所（前年度 292か所）</p>													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立保育所</td> <td>59か所</td> <td>56か所</td> </tr> <tr> <td>〃（公設民営）</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>257か所</td> <td>234か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成18年度	市立保育所	59か所	56か所	〃（公設民営）	2か所	2か所	民間保育所	257か所	234か所
	平成19年度	平成18年度													
市立保育所	59か所	56か所													
〃（公設民営）	2か所	2か所													
民間保育所	257か所	234か所													
			3 保育所法外扶助費(再掲) 11,702,049千円 保育所の入所児童、職員の処遇向上等のため、国基準運営費に上乘せし、また、市独自の制度を加えて事業費等を助成します。なお、法外扶助費等の見直しについては、18年度に設定した経過措置を解消するとともに、長時間保育における助成方法の見直しと、多様な保育サービスを促進するための新たな職員雇用費の助成を実施します。												
			4 保育所防犯対策事業(再掲) 85,500千円 市立保育所の防犯設備を整備し、民間保育所については、防犯設備の整備費用を助成します。												
			5 市立保育所民間移管事業 69,259千円 移管予定園の法人選考及び引継ぎ・共同保育等を実施するとともに、既移管園における嘱託保育士の巡回等、アフターフォローを実施します。												
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成19年度移管園</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・日野保育園 ・並木第三保育園 ・中希望が丘保育園 ・日吉西保育園 </td> </tr> <tr> <td>平成20年度移管予定園</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新桜ヶ丘保育園 ・南戸塚保育園 ・もみの木台保育園 ・阿久和保育園 </td> </tr> </tbody> </table>	平成19年度移管園	<ul style="list-style-type: none"> ・日野保育園 ・並木第三保育園 ・中希望が丘保育園 ・日吉西保育園 	平成20年度移管予定園	<ul style="list-style-type: none"> ・新桜ヶ丘保育園 ・南戸塚保育園 ・もみの木台保育園 ・阿久和保育園 								
平成19年度移管園	<ul style="list-style-type: none"> ・日野保育園 ・並木第三保育園 ・中希望が丘保育園 ・日吉西保育園 														
平成20年度移管予定園	<ul style="list-style-type: none"> ・新桜ヶ丘保育園 ・南戸塚保育園 ・もみの木台保育園 ・阿久和保育園 														

6	多様な保育ニーズへの対応		事業内容 多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、障害児保育、休日・年末年始保育、病児保育等を推進します。
	本年度	千円 1,430,831	1 一時保育 469,646千円 就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。 ・市立保育所 34か所(前年度 29か所) <拡充> ・〃 (公設民営) 2か所(前年度 2か所) ・民間保育所 150か所(前年度130か所) <拡充> 2 障害児保育 790,782千円 市立保育所全園で障害児保育を実施するとともに、民間保育所については障害児保育費を助成し、受け入れを促進します。 ・市立保育所 108か所(前年度112か所) ・〃 (公設民営) 2か所(前年度 2か所) ・民間保育所 179か所(前年度120か所) <拡充> 3 休日・年末年始保育 15,359千円 日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日・年末年始保育を実施します。 ・市立保育所〔年末保育〕3か所(前年度3か所) ・〃 (公設民営) 1か所(前年度1か所) ・民間保育所 6か所(前年度4か所) <拡充> 4 病児・病後児保育 120,734千円 病気又は病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。
	前年度	1,292,873	
	差引	137,958	
本年度の財源内訳	国	148,072	
	負担金	59,870	
	諸収入	3,162	
	市費	1,219,727	

	病児保育	病後児保育
実施か所	7か所<拡充> (前年度4か所)	5か所(前年度5か所)
実施場所	医療機関に併設 又は近隣の保育スペース	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の未就学児	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な未就学児

5 24時間型緊急一時保育 34,310千円
保護者の病気や就労等で、緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。 ・実施か所 2か所(前年度2か所)

7	横浜保育室助成・ 家庭保育事業等		事業内容 横浜保育室などの認可外保育施設を支援し、保育サービスの充実を図るとともに、適切な保育環境が確保されるよう指導・監督を行います。 1 横浜保育室助成事業 4,503,542千円 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。 (1) 施設数 135か所 (前年度134か所) (2) 定員数 4,132人 (前年度4,027人) (3) 助成内容 ア 基本助成費 (児童1人あたり月額) 79,100円 イ 一時保育障害児加算<拡充> 児童の障害の状況に応じた助成を実施します。また、4歳以上の障害児についても新たに助成対象とします。 ウ 延長保育助成<拡充> 従来の延長保育助成に加えて、早朝保育に対する助成を実施します。 エ 乳児保育、障害児保育、多子減免、一時保育休日保育などの助成 (4) 保育料 58,100円 (月額上限) ※一定の所得以下の利用者について、保育料負担を10,000円軽減します。 2 家庭保育事業 166,155千円 保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。 (1) 家庭保育福祉員数 40人 (前年度 41人) (2) 定員数 150人 (前年度153人) (3) 福祉員1人あたり定員 3人又は5人 (4) 助成内容 ア 基本保育費 (助成額) 71,600円 (児童1人あたり月額) イ 補助員雇用費<拡充> 補助員の雇用にかかる費用を助成 ウ 多子減免費、児童処遇費、時間外保育費、保育処遇向上費などの助成 (5) 保育料 認可保育所保育料に準じて設定 3 認可外保育施設指導監督・助成事業 13,513千円 認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図ります。 また、児童福祉法に基づき届出対象となる認可外保育施設 (横浜保育室、家庭保育福祉員等を除く) に対し、調理従事者等保菌検査助成、施設賠償責任保険加入助成を実施します。	
	本年度	千円 4,683,210		
	前年度	4,633,309		
	差引	49,901		
本年度の財源内訳	国	24,254		
	県	—		
	諸収入	133		
	市費	4,658,823		

8	保 育 所 整 備 事 業 等		事業内容 増加する入所申込に対応し、待機児童の解消を進めるために、保育所を整備します。
	本 年 度	千円 2,631,456	1 保育所整備 2,264,195千円 【20年4月開所：24か所1,350人 21年4月開所：1か所90人】 横浜市中期計画に基づき、20年4月開所に向け、24か所1,350人、また、21年4月の開所に向け1か所90人の整備を行います。 広域的な利用が見込まれる駅周辺等の民間ビルを活用した「整備促進事業」を中心に整備を進めます。 また、既存幼稚園を活用し認定こども園（幼保連携型）を整備します。 なお、定員外入所を促進するため、補助制度を創設します。
	前 年 度	3,666,455	
	差 引	△ 1,034,999	
本年度の財源内訳			
	国	404,474	2 老朽改築 367,261千円 老朽化した民間保育所については、18年度からの継続3か所と新規2か所（19,20年度の2か年事業）の改築を進めます。なお、市立保育所については、合築している建物の廃止に伴い、1か所建替えます。
	市債	745,000	
	その他	—	
	市 費	1,481,982	

【定員数の推移（人）】

年度	16	17	18	19	22
保育所定員	26,689	29,888	32,994	33,864	約38,000
定員増	3,199	3,106	870	1,394	—

※16,17年度は決算数値、18,19年度は予算数値

19年度の定員増数は老朽改築による44名分を含む

22年度は「横浜市中期計画」の目標水準

【保育所整備等か所】

整備内容	整備手法	建設予定区	か所数	定員増(人)	開所予定
新 設	整備促進 認定こども園	—	18	810	20年4月
	法人所有地	北部方面	1	60	20年4月
		西部方面	1	90	20年4月
	市有地無償貸付	都 筑 区	1	90	20年4月
	駅前再開発 事業内	西 区	1	120	20年4月
		旭 区	1	120	20年4月
	開発地区内	神奈川区	(1)	(90)	21年4月
都 筑 区		1	60	20年4月	
小 計			24(1)	1,350人(90人)	
老朽改築	民間保育所 18年度からの 継続分	神奈川区	1	20	20年4月
		戸 塚 区	1	24	20年4月
		泉 区	1	—	19年6月
	民間保育所 新規着手分	—	(2)	(20)	21年4月
市立保育所	南 区	1	—	20年4月	
小 計			4(2)	44人(20人)	
合 計			28(3)	1,394人(110人)	

※()内の数字は21年4月開所予定のもので外数

9	幼 児 教 育 事 業	<p>事業内容 私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や障害児教育費補助、私立幼稚園預かり保育等の補助を行います。</p>	
本 年 度	千円 6,806,906	<p>1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 6,010,644千円</p> <p>私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料等の一部を補助します。 (対象者数 約66,000人)</p> <p>(今年度の主な変更点)</p> <p>(1) 国の制度変更 ・補助単価の引き上げ(1%) (600円～2,000円増) ・多子減免の条件緩和の拡充(小1→小2) 小学校2年生(7歳児)の兄・姉を有する園児まで減免を実施。</p> <p>(2) 市の制度変更 ・市単独補助単価の引き上げ(一律1,000円増)</p> <p>A～D階層(国庫補助事業)への上乗せ分 48,000円 E階層(市単独補助事業) 第1子 48,000円 *国庫補助事業対象外 第2子 80,000円 第3子以降 112,000円</p>	
前 年 度	6,624,919		
差 引	181,987		
本年度の財源内訳			
国	872,882	<p>2 障害児教育費補助事業 <拡充> 120,000千円</p> <p>私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 補助単価 1人あたり20万円、対象園児数 600人</p> <p>3 施設整備費補助事業 35,000千円</p> <p>幼稚園の適正配置を推進するため、神奈川県が指定する「就園児人口増加地区」(鶴見区、青葉区、都筑区の3区)において幼稚園を新設、または、増改築する場合、2,000万円を限度に補助します。また、1件300万円以上の園舎修繕工事について、150万円を限度に補助します。</p> <p>4 預かり保育補助事業 <拡充> 451,612千円</p> <p>保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用して、3～5歳児(保育を必要とする園児)を対象とした長時間保育に対し、運営費を補助します。 また、預かり保育を受けている在園児の弟妹を保育する場合に、その弟妹に対しても運営費補助を実施することにより、保護者が同一施設に預けられるようにします。 ※ 満3～5歳児の対象園児数:月平均 1,425人(前年度月平均 1,242人) ※ 0～2歳児の対象園児数:月平均 11人(前年度月平均 10.5人) ※ 実施園数57園(前年度 56園)</p> <p>5 私立幼稚園補助事業 155,650千円</p> <p>私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の助成を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。 補助単価 550千円(前年度600千円)、補助対象園数283園(前年度283園)</p> <p>6 幼稚園協会補助事業 34,000千円</p> <p>本市における幼稚園教育の振興及び幼児教育の健全な発展を図るため、(社)横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。</p>	
県	—		
その他	—		
市 費	5,934,024		

10	地域療育センター 運営事業		事業内容 早期療育による障害の軽減、重複障害児への対応の強化及び地域療育システムの確立のため、市内方面別に整備している障害児地域療育センターの運営を行います。																		
	本年度	千円 2,501,531	1 設置箇所数 7か所 <拡充> 【指定管理者】（指定期間 H16.7.1～H21.3.31） 南部、中部、東部：(福)青い鳥 戸塚、北部、西部：(福)横浜市リハビリテーション事業団																		
	前年度	2,827,737	【民設民営】 あおば：(福)十愛療育会（H19.4開所）																		
	差引	△ 326,206	2 本年度予算内訳 3 サービス内容																		
本年度の財源内訳	国	—	<table border="1"> <tr><td></td><td>本年度予算</td></tr> <tr><td>南部</td><td>356,977</td></tr> <tr><td>戸塚</td><td>339,829</td></tr> <tr><td>北部</td><td>419,120</td></tr> <tr><td>中部</td><td>344,805</td></tr> <tr><td>西部</td><td>357,409</td></tr> <tr><td>東部</td><td>329,657</td></tr> <tr><td>あおば</td><td>353,734</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,501,531</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・地域サービス部門 療育相談へのスタッフ派遣、幼稚園等の関係機関への支援 ・診療部門 診断、検査、評価、訓練指導 ・通園部門 知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設 <p>※対象は0歳から小学期まで</p>		本年度予算	南部	356,977	戸塚	339,829	北部	419,120	中部	344,805	西部	357,409	東部	329,657	あおば	353,734	計	2,501,531
		本年度予算																			
	南部	356,977																			
	戸塚	339,829																			
	北部	419,120																			
中部	344,805																				
西部	357,409																				
東部	329,657																				
あおば	353,734																				
計	2,501,531																				
県	—																				
その他	85																				
市費	2,501,446																				

11	地域療育センター 学校支援事業 ＜新規＞		事業内容 市内方面別に設置している地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターに専任の学校支援スタッフを配置し、センターの関係機関支援の一環として、小学校の教職員を対象に、発達障害等の児童への対応について技術支援を行います。
	本年度	千円 76,894	1 配置スタッフ数 各センター2名（2名×8センター＝16名）
	前年度	—	2 支援内容(予定) (1) 学校訪問によるコンサルテーション ・教室等の環境設定に関する指導・助言 ・児童とのコミュニケーションに関する指導・助言 ・教材の活用に関する助言等 (2) 教職員への研修 特別支援教育コーディネーター、個別支援学級担当教員、普通学級担当教員への障害に関する研修の実施
	差引	76,894	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	76,894	

12		放 課 後 児 童 育 成 施 策 の 推 進	
本 年 度		千円 4,074,089	
前 年 度		3,977,021	
差 引		97,068	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	444,106	
	県	—	
	その他	264	
	市 費	3,629,719	

事業内容

放課後キッズクラブ事業を放課後児童育成施策の中心的事業として位置づけ、はまっ子ふれあいスクール事業及び放課後児童健全育成事業とともに、施策を推進します。

1 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 792,758千円

小学校施設を活用し、すべての児童を対象に、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施し、児童の健全な育成を行います。

- (1) 実施か所数 48か所
(新規：18か所、19年9月以降開設)
(既存：30か所)
- (2) 運営主体 公益法人、社会福祉法人、
学校法人、NPO法人等
- (3) 対象児童 原則として、当該実施校に通学する
1～6年生で、参加を希望する児童
- (4) 開設日 毎週月曜日から土曜日まで
(日曜、祝日、年末年始を除く)
- (5) 開設時間
平 日 : 放 課 後～19時
土曜日・長期休業日等 : 8時30分～19時

*17時までは全児童、17時以降については、主として留守家庭児童を対象にプログラム実施

2 はまっ子ふれあいスクール事業 2,147,174千円

学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全な育成を行います。

- (1) 実施か所数 319か所 (充実型：新規14か所、既存11か所)
※特別支援学校1校、盲特別支援学校1校を含む
- (2) 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等
- (3) 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童
- (4) 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)
- (5) 開設時間
平 日 : 放課後～18時
土曜日・長期休業日等 : 9時～18時
(充実型) 平 日 : 放課後～19時
土曜日・長期休業日等 : 9時～19時 (開始時間は運営者の判断で8時30分から開始)

3 放課後児童健全育成事業 1,132,692千円

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。

- (1) 実施か所数 177か所 (前年度 177か所)
- (2) 運営主体 放課後児童クラブ運営委員会等
- (3) 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童
※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで
- (4) 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)
- (5) 開設時間
平 日 : 放課後～18時
土曜日・長期休業日等 : 9時～18時
※クラブによっては18時以降も開設

13	プレイパーク 支援事業 〈拡充〉		事業内容 地域の方々が中心となって公園等の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動を支援します。																
	本年度	千円 20,000	1 実施か所数 9か所 (前年度 7か所) 2 開設日・開設時間 週4回～月1・2回、概ね10時～17時(実施場所により異なる)																
	前年度	9,989	3 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーター派遣等運営活動支援																
	差引	10,011	<現行7か所>																
本年度の財源内訳	国	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園等</th> <th>所在区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①片倉うさぎ山公園</td> <td>神奈川区</td> </tr> <tr> <td>②日吉本町鯛ヶ崎公園</td> <td>港北区</td> </tr> <tr> <td>③港南台中央公園</td> <td>港南区</td> </tr> <tr> <td>④三保念珠坂公園</td> <td>緑区</td> </tr> <tr> <td>⑤白幡西緑地(白幡の森)</td> <td>神奈川区</td> </tr> <tr> <td>⑥鴨池公園まんまる広場</td> <td>都筑区</td> </tr> <tr> <td>⑦弘明寺公園遊具広場</td> <td>南区</td> </tr> </tbody> </table>	公園等	所在区	①片倉うさぎ山公園	神奈川区	②日吉本町鯛ヶ崎公園	港北区	③港南台中央公園	港南区	④三保念珠坂公園	緑区	⑤白幡西緑地(白幡の森)	神奈川区	⑥鴨池公園まんまる広場	都筑区	⑦弘明寺公園遊具広場	南区
	公園等	所在区																	
	①片倉うさぎ山公園	神奈川区																	
	②日吉本町鯛ヶ崎公園	港北区																	
③港南台中央公園	港南区																		
④三保念珠坂公園	緑区																		
⑤白幡西緑地(白幡の森)	神奈川区																		
⑥鴨池公園まんまる広場	都筑区																		
⑦弘明寺公園遊具広場	南区																		
県	—																		
その他	—																		
市費	20,000																		

14	障害児居場所 づくり事業 〈拡充〉		事業内容 主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を増やすことで、子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。												
	本年度	千円 57,014	○これまでの本市モデル事業や小規模な既存事業の拡大展開を行います。 ○社会福祉法人やNPO等との協働により実施します。												
	前年度	15,393	1 対象者 主に学齢期にある障害児												
	差引	41,621	2 実施か所数 7か所 (I型3か所、II型2か所、III型2か所)												
本年度の財源内訳	国	—	3 実施形態 地域のニーズに応じ、平均日々利用人数等により3つの形態により実施します。												
	県	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>形態</th> <th>規模等</th> <th>1か所あたりの補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>10人以上/日</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>6人以上10人未満/日</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>区自主事業への補助</td> <td>4,500千円</td> </tr> </tbody> </table>	形態	規模等	1か所あたりの補助額	I型	10人以上/日	12,000千円	II型	6人以上10人未満/日	8,000千円	III型	区自主事業への補助	4,500千円
	形態	規模等		1か所あたりの補助額											
	I型	10人以上/日		12,000千円											
II型	6人以上10人未満/日	8,000千円													
III型	区自主事業への補助	4,500千円													
その他	—														
市費	57,014														

15	障害児施設利用者負担助成事業 ＜新規＞		事業内容 昨年10月の児童福祉法の一部改正により、障害児施設の利用者負担（※）が大幅に増加することから、障害児のいる家庭の子育てを支援し、施設利用の抑制等を招かないよう、本市独自の助成を実施し、利用者負担の軽減を図ります。（※）サービスの利用量に応じた定率負担（1割）及び食費等の実費負担
	本年度	千円 198,668	「利用者負担の変化」 措置制度
	前年度	—	利用契約制度（平成18年10月から）
	差引	198,668	
本年度の財源内訳	国	—	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置費</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設の事務費 ■施設の事業費（食費、光熱水費、日用品費、医療費等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (利用者負担 応能負担) </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">障害児施設給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> ■サービスに要する費用 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (利用者負担 定率負担) </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (利用者負担 食費・光熱水費 等の実費) </div> </div>
	県	—	
	その他	—	
	市費	198,668	
1 対象者 障害児施設を利用する20歳未満の障害児の保護者（対象となる児童数：約1,000人）			
2 助成内容 制度改正前の応能負担による利用者負担額を本市独自の負担上限額とし、国基準による利用者負担額（定率負担及び食費等）との差額を助成します。			
(国における施設体系の見直しまでの経過措置として、平成20年度末まで助成を継続予定)			

16	重症心身障害児者医療提供体制支援事業 ＜新規＞		事業内容 重症心身障害児者とその家族の方が在宅でも安心して生活できるように、市内の医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。 この事業は平成18年度のアントレプレナーシップ認定事業です。
	本年度	千円 4,000	【19年度の取り組み】
	前年度	—	1 重症心身障害児者の医療機関受入状況実態調査
	差引	4,000	2 医療機関、福祉施設等の関係者による協議会開催
本年度の財源内訳	国	—	3 障害児者とその家族向けに医療機関情報を提供
	県	—	4 受診相談、医療機関コーディネートの実施
	市費	4,000	5 医療スタッフ養成研修の実施検討
	市費	4,000	これらの取り組みを実施し、重症心身障害児者の医療連携ネットワークの構築を進めてまいります。
※ アントレプレナーシップ事業（旺盛な起業家精神による事業）：職員自ら提案した「市民のための事業」を企画から事業化まで責任を持って推進します。			

17	虐待防止と 児童相談所の 機能強化	<p>事業内容 児童虐待等要保護児童の増加及び深刻化に対応するため、その未然防止から在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な対策を実施します。</p> <p>1 児童相談所及び一時保護所の拡充 1,114,752千円</p> <p>(1) 新中央児童相談所の開設 市内で4か所目となる児童相談所を開設し、児童相談所の相談・支援体制の強化を図ります。 ・開所予定 平成19年6月 ・所在地 南区浦舟町 ・一時保護所定員 56人（自立支援部門を新設）</p> <p>(2) 西部（現中央）児童相談所の改修 <新規> 西部（現中央）児童相談所の老朽化による設備改修とともに、一時保護所の入所児童の状況に応じた支援のために居室の一部を個室化するなど環境改善を図ります。</p> <p>(3) 児童虐待防止対策事業 児童に関わる機関との連携と協力に努め、児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のための在宅支援の強化等に取り組みます。 ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の通報相談に24時間365日対応します。</p> <p>・家族再統合支援 <拡充> 保護者支援のため専門家によるグループカウンセリング等を実施します。 ・弁護士、医師等の専門家による対応強化 等 処遇困難事例への法的対応、医学的観点からの判断等児童相談所の機能強化をはかります。</p> <p>2 養育支援家庭訪問 <拡充> 22,725千円 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から社会福祉士・ヘルパー等の資格を有する養育支援家庭訪問員を派遣します。本年度は訪問員を嘱託員化し、各児童相談所に1名ずつ配置して、支援の強化を図ります。</p> <p>3 児童虐待防止人材育成事業 <拡充> 11,987千円</p> <p>(1) 児童相談所の人材育成 児童相談所における虐待・養護・非行・障害相談などいずれの相談も複雑化しており、それらに対応できる職員の育成と専門性の向上をはかります。</p> <p>(2) 地域における人材育成等 地域における児童虐待防止に関わる人材の育成及び全市的な広報・啓発活動を実施し、本市の児童虐待防止の推進を図ります。</p>	
本 年 度		千円	
		1,149,464	
前 年 度			2,006,948
差 引			△ 857,484
本 年 度 の 財 源 内 訳	国		144,227
	県		5,695
	その他		22,286
	市 費		977,256

18		児童養護施設等における家庭的支援の充実	
本年度		千円 413,064	
前年度		121,545	
差引		291,519	
本年度の財源内訳	国	145,468	
	県	—	
	市債	172,000	
	市費	95,596	

事業内容

家庭に代わって児童のきめ細やかな生活支援をする施設が不足していることから、老朽施設の改築や新規整備にあわせて、個室化やユニット化を図った児童養護施設を整備拡充します。

また、被虐待児童等を家庭的な雰囲気の中で養育する地域小規模児童養護施設を設置するとともに、里親等の養育者に対する支援を行います。

1 児童養護施設の整備 <拡充> 314,158千円

入所児童への専門的ケアの充実と定員の拡充を図るため、老朽施設の改築（継続事業1か所）と、施設新設（継続事業1か所、新規事業1か所）に係る整備費の助成を行います。

施設名	整備種別 (本年度実施内容)	所在地	定員 (人)	開所 予定
聖母愛児園	改築 (建設)	中区 山手町	96	平成 21年度
児童養護施設A	新築 (実施設計・建設)	泉区 岡津町	40 ～45	平成 20年度
児童養護施設B	新築 (基本設計)	未定	30 ～40	平成 22年度

2 地域小規模児童養護施設の整備 <拡充> 15,746千円

被虐待児などを地域の民間住宅等を活用して少人数の家庭的な雰囲気の中できめ細かく養育する地域小規模児童養護施設について、1か所増設するとともに職員配置等の運営支援を充実します。

- ・実施施設 2か所、定員12人（前年度 1か所、定員6人）

3 里親対応専門員の配置 <拡充> 3,708千円

各児童相談所に里親対応専門員を配置し、委託児童の養育等に関する相談や、専門的な見地からのアドバイスなど、里親の負担を軽減し、安心して適切な養育ができるよう里親への支援を充実します。

- ・里親対応専門員 4人（前年度 1人）

4 ファミリーグループホーム事業 79,452千円

虐待を受けた児童や、支援の困難な児童に対して、専門的なケアを行いながら、家庭的な雰囲気の中で養育を行うファミリーグループホームに対して、運営の支援など、事業の推進を図ります。

19	青少年の自立支援の推進		事業内容 よこはま若者サポートステーション及び青少年相談センター並びに地域ユースプラザを中心としたネットワークにより、若年無業者やひきこもり状態にある青少年の自立を支援します。
	本年度	千円 108,218	1 青少年の自立支援事業 <新規> 47,160千円 若年無業者の職業的自立に向けた支援を行うよこはま若者サポートステーション(平成18年12月開設)の運営費補助及び自立支援ネットワークに関わる事業を実施します。
	前年度	15,354	(1) よこはま若者サポートステーション ア 設置場所 西区北幸2-1-22 ナガオカビル4階 イ 運営主体 NPO法人ユースポート横濱 ウ 内容 若年無業者やひきこもり状態にある青少年、及びその保護者を対象とした総合相談を実施し、他の支援機関等と連携しながら社会参加・就労に向けた継続的な支援を行います。
	差引	92,864	(2) 青少年自立支援協議会 青少年の自立支援に関する事業の評価・検証や新たな事業の企画を行います。
本年度の財源内訳	国	0	(3) 企業との連携による就職支援事業 若年無業者の雇用を促進するため、企業の理解を求めるとともに、求人情報の収集等を行います。
	県	1,200	(4) 学齢期児童等への職業体験・社会参加体験事業 放課後児童育成施策と連携し、市内の小中学校の協力を得ながら、職業体験・社会参加体験事業を実施します。
	その他	88	
	市費	106,930	
2 青少年相談センターの運営と機能強化 <拡充> 40,753千円			
新中央児童相談所への併設(平成19年6月予定)により、児童相談所との連携を強化して青少年に関する総合相談及び継続支援を行います。青少年の自立を支援する機能を強化するため、次の事業を新たに実施します。			
(1) ユースサポーター訪問事業 ひきこもり状態にある青少年を大学生などが訪問し、社会参加の窓口を広げます。			
(2) 社会参加・就労体験事業 ひきこもり状態からの回復期にある青少年の社会参加・就労の体験機会をつくります。			
(3) 相談員育成事業 相談業務に携わるNPO法人や関係団体の相談員を育成します。			
(4) 発達障害児・者支援事業 青少年の発達障害の問題に対する支援プログラムの開発に取り組みます。			
3 地域ユースプラザ設置運営事業 <新規> 20,305千円			
青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有する施設として、青少年の自立支援を図るため、地域に密着した支援を行うことを目的として設置します。 平成19年度設置1か所(平成22年度までに4か所)			
(1) 設置時期 平成19年10月以降			
(2) 運営主体 青少年の自立支援に取り組んでいるNPO法人等を選定			
(3) 対象 概ね15歳から35歳未満の青少年及びその保護者			
(4) 機能 地域における青少年に関する総合相談(電話相談、来所相談等) 社会体験・就労体験プログラムの実施 ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり			

20	青少年育成 施策の推進		事業内容
	本年度	千円 683,281	1 青少年の地域活動拠点づくり <拡充> 30,000千円 中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動拠点を設置します。 平成19年度整備2か所（平成22年度までに18か所） (1) 設置場所 商店街の空き店舗、空き家などを活用 (2) 運営主体 青少年育成活動に実績のあるNPO法人等を選定 (3) 整備内容 拠点スペース借り上げ、設備・備品整備 (4) 運営支援内容 事業運営費、光熱水費等の補助 (5) 拠点での活動内容 ア 読書、パソコン、学習や仲間との団らん イ テーマを絞った語り合いなどを通じた仲間や異世代との交流 ウ 地域の大人との共同作業による竹細工等ものづくりなどの体験 エ 地域の清掃活動やフリーマーケットなど、青少年自らの事業企画、運営
	前年度	945,575	
	差引	△ 262,294	
本年度の 財源内訳	国	701	
	県	0	
	その他	10,030	
	市費	672,550	
2 青少年を育む環境づくり 95,789千円 ボランティア養成のための研修や体験活動等を通じ、青少年の健全育成やそれに携わる人材育成を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けた取り組みを行います。			
(1) 青少年育成者養成事業 青少年指導員事業、青少年関係団体への補助 (2) 青少年の有害環境改善事業 有害図書類の適正な区分陳列促進対策、青少年の深夜外出防止対策 (3) 青少年体験活動支援事業 青少年育成活動支援事業、海・ふれあい・体験事業、サンディエゴ青少年交流事業等 (4) (財) 横浜市青少年育成協会の運営支援			
3 思春期問題への取組 2,348千円 思春期の青少年が抱える課題の理解と解決に向け、青少年やその保護者、地域の関係者を対象にした講座・シンポジウムの開催等の啓発活動を実施します。 講座のテーマ例：飲酒、喫煙などの非行行為、リストカットなどの自傷行為、性の問題等			
4 青少年関係施設の運営 555,144千円 青少年施設及び野外活動施設の管理運営を行います。 青少年施設：横浜市青少年交流センター他3施設 野外活動施設：横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター他3施設			

21	母子支援・ 婦人保護・ DV対策事業	
本年度		千円 170,126
前年度		110,425
差引		59,701
本年度の 財源内訳	国	79,668
	県	—
	その他	13
	市費	90,445

事業内容

1 母子家庭等の自立支援 69,057千円

横浜市母子家庭等自立支援計画に基づき、母子家庭等の就労支援等を行います。

- ・母子家庭自立支援教育訓練給付金
職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給
- ・母子家庭高等技能訓練促進費
看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、一定期間の生活費を支給
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
就業に結びつく講座等を実施し、就業情報提供や無料職業紹介も実施
- ・母子家庭就労支援事業 **<拡充>**
母子家庭就業・自立支援センターに母子就労支援員を配置し、区や関係機関との連携のもとに就労支援計画を策定
就労支援員5人（前年度 4人）
- ・日常生活支援事業 等

2 母子生活支援施設緊急一時保護事業 **<拡充>**

63,898千円

DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。

- ・実施施設
4か所・12世帯（前年度 2か所・6世帯）

3 女性緊急一時保護施設補助事業 16,000千円

民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。

- ・実施施設 3か所

4 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 **<新規>** 16,321千円

DV被害者等の相談・保護・自立に向けた支援の確立や地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。

- (1) シェルター等への専門的支援職員の配置（3か所）
DV被害者等が地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安定した環境で集中して臨めるよう、シェルターの一部を中長期に利用期間が延長できるようにするとともに専任支援職員を配置します。
- (2) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援体制充実のための職員の配置（2か所）
母子生活支援施設退所後1年間は、フォロー支援職員が退所世帯を訪問・電話相談できる機能を施設に付加するとともに、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行います。
- (3) 小規模分園型母子生活支援施設の設置（1か所・定員5世帯）
より地域に近い生活の場となる小規模分園型の施設を設置し、入所者の自立促進を図ります。
- (4) 母子生活支援施設での夜間養護（トワイライトステイ）の実施
地域の母子家庭等の子どもを対象にした夜間養護を実施します。

5 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 4,850千円

民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性・母子への相談支援を実施します。

- ・外国籍市民向け相談（電話・面接）、外国籍市民対応の職員研修・啓発 等

22	児童手当・児童扶養手当支給事業		事業内容 1 児童手当 <拡充> 22,114,535千円 家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を目的として手当を支給します。 【対象】 小学校修了前の児童の養育者 【手当額】 第1・2子月額 5,000円 (平成19年4月から、0～2歳児は10,000円に増額) 第3子以降月額 10,000円 【月平均児童数】 275,250人
	本年度	千円 31,236,645	2 児童扶養手当 9,122,110千円 父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。 【対象】 父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者 【手当額】 全部支給 月額 41,720円 一部支給 月額 9,850円～41,710円 第2子加算 月額 5,000円 第3子以降加算 月額 3,000円 【月平均児童数】 29,336人
	前年度	29,513,067	
	差引	1,723,578	
本年度の財源内訳	国	14,111,450	
	県	5,521,890	
	その他	1	
	市費	11,603,304	

23	母子寡婦福祉事業(母子寡婦福祉資金会計)		事業内容 母子家庭及び寡婦の経済的自立を促すとともに、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	本年度	千円 955,355	1 対象者 (1) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (2) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方 2 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (母子13資金、寡婦12資金) 3 貸付利子 無利子 (ただし住宅、転宅、結婚、生活資金(一部)は年利3%) 4 償還期間 据置後3年～10年以内(据置 6か月、1年) 5 貸付限度額(例:修学資金…第1学年・自宅通学) 私立高校:30,000円/月額 私立大学:54,000円/月額
	前年度	973,238	
	差引	△17,883	
本年度の財源内訳	市債	152,440	
	貸付金収入	545,672	
	その他	160,414	
	市費	96,829	

CHILD AND YOUTH BUREAU

こども青少年局



環境行動都市へ向け
ハマっ子が行動します！

ジー サンジュー
ヨコハマはG30

平成19年度

こども青少年局運営方針



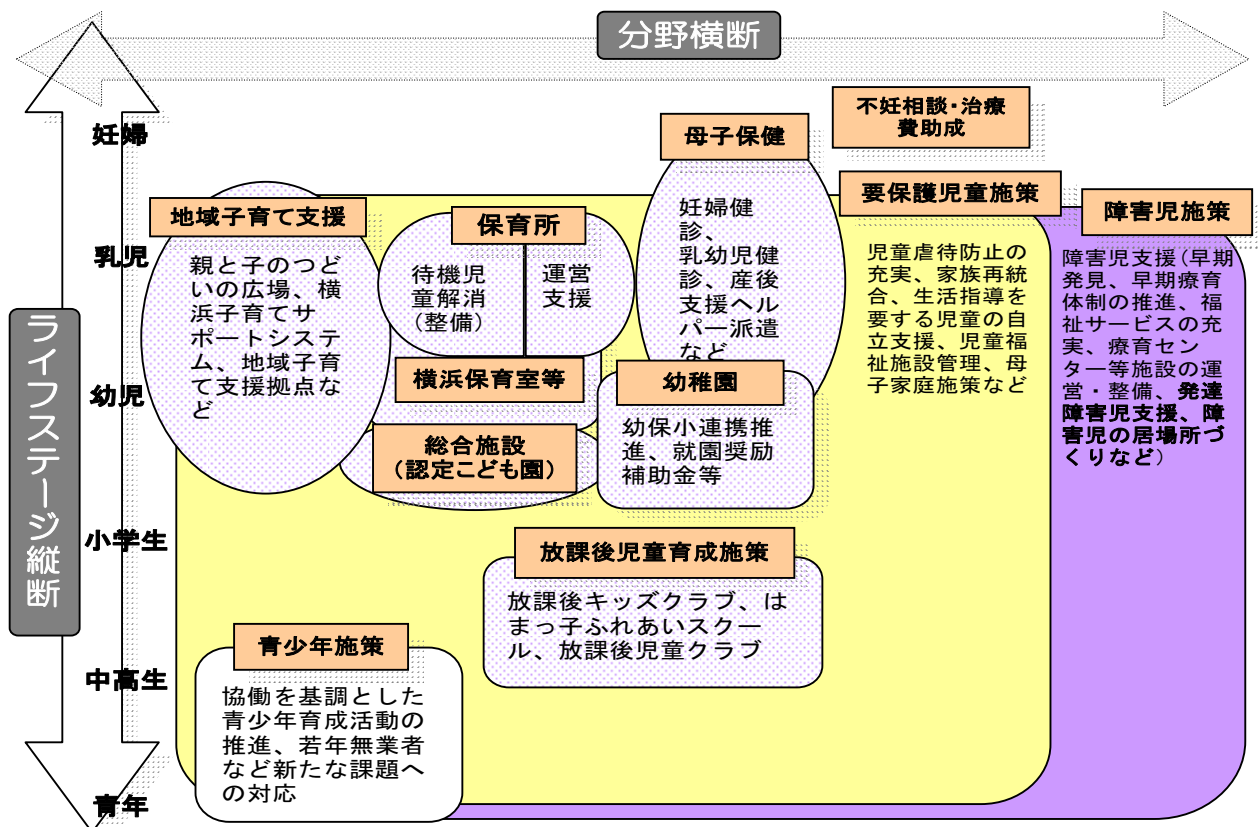
平成 19 年度 局経営の基本的な考え方

平成 19 年度はこども青少年局が発足して 2 年目となり、初めての独自予算の編成、事業執行体制の充実などにより、「子どもと青少年の健全な成長と自立への支援」に向け、本格的に始動する基盤が整いました。

今年度は、横浜に暮らす、すべての子どもや青少年、及びその保護者が将来に夢と希望を持てる社会を実現できるよう、中期計画に掲げた重点事業をはじめ、6 つの重点推進施策(P5) を着実に推進することで、局設置の目的である

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開
- 福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組を積極的に展開してまいります。

こども青少年局の施策



■ 施策を推進するうえでの気構え

施策の推進にあたっては、職員が自主的に目標達成に向けて挑戦していく職場風土づくりを進めるため、次のような気構えで取り組むこととします。

1 市民の声や現場の声を聴く

市民サービスの原点は、市民の声と現場の声にあります。現場に足を運び、市民や現場の声を直接聴き、課題を把握します。

2 明るく活気ある職場、風通しのよい職場づくり

あいさつを励行し、自由闊達に議論が行われる、明るく、風通しのよい職場をつくります。

3 挑戦

既成概念にとらわれず、これまでの仕事を変える勇気と新たな課題に挑戦する勇気を発揮します。

4 民との協働の推進

こども青少年分野における民の役割の重要性を踏まえ、民との協働を積極的に推進します。

5 区役所との連携の強化

地域を基盤とし、地域特性を踏まえた事業展開を図るため、区役所との連携を強化します。

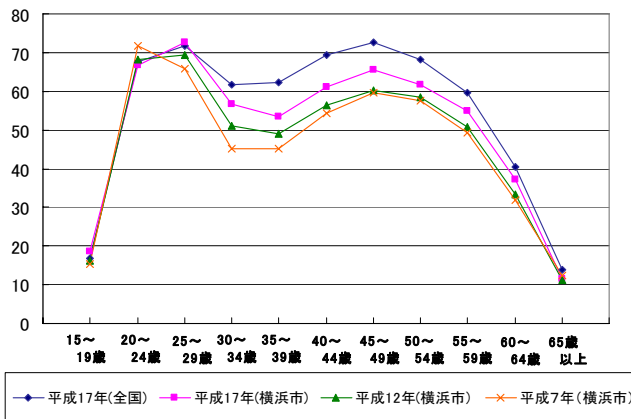
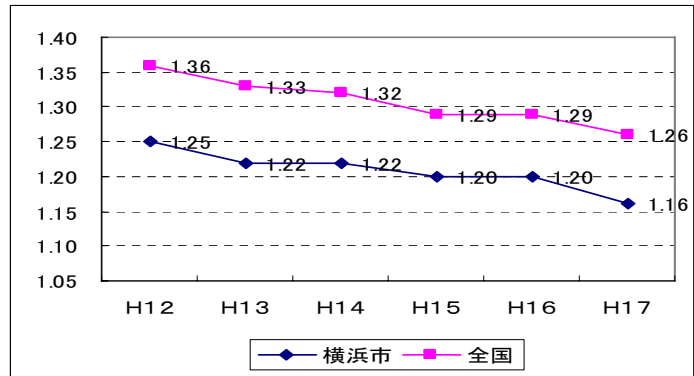
6 ワークライフバランスの推進

子どもが夢と希望をもって育つ生活環境づくりを進めるため、こども青少年局の職員が率先して働き方を見直し、仕事と生活を両立できるような働き方を推進します。

■ 子育て青少年局を取り巻く状況

1 合計特殊出生率

本市の平成17年の合計特殊出生率は1.16で、全国平均の1.26を大きく下回るなど、少子化の傾向が一層顕著となっています。

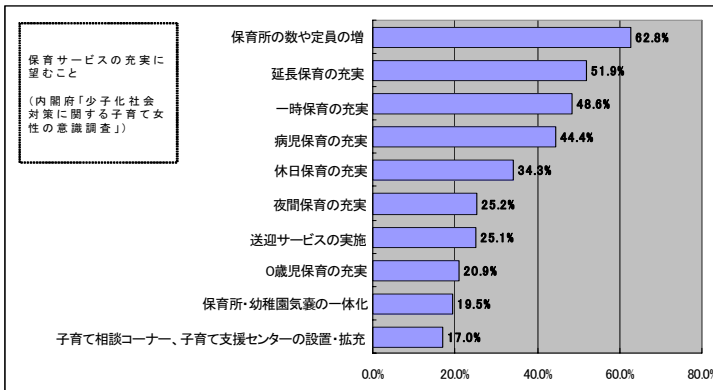
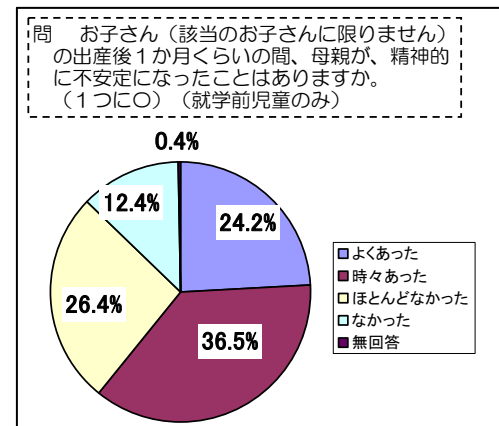


2 女性の就業率

20代後半から30代の女性の労働力率は、徐々に上昇しており、M字カーブも緩やかに描かれるようになってきました。このように働く女性が増えたことにより、仕事と子育てや家事などを両立できる環境の整備が求められています。

3 子育て不安

平成16年に実施した本市のニーズ調査において、出産後1か月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことはありますかとの問いに対し、60%強の母親が精神的に不安定になったと回答しており、身近な場所で、子育ての不安を相談できる等、地域における子育て支援が求められています。



4 多様な保育ニーズ

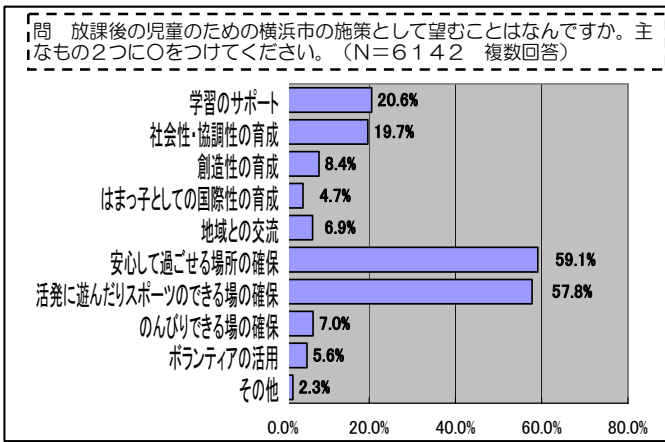
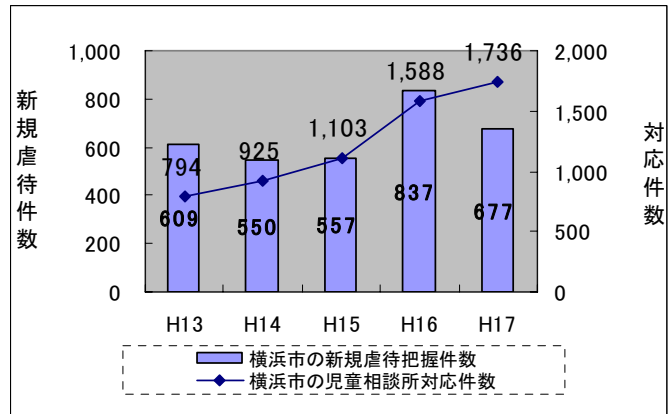
内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」では、保育サービスの充実に望むこととして、「保育所の数や定員の増」が最も多くなっています。

また、「延長保育」や「一時保育」「病児保育」「休日保育」「夜間保育」の充実など、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

5 児童虐待件数

児童虐待への対応は、長期にわたる支援が必要であり、本市における児童虐待対応件数（児童相談所年度末件数）は年々増加し、17年度は1,736件となっています。

また、新規虐待把握件数では、乳幼児や小学校低学年の児童への虐待の割合が増加しています。

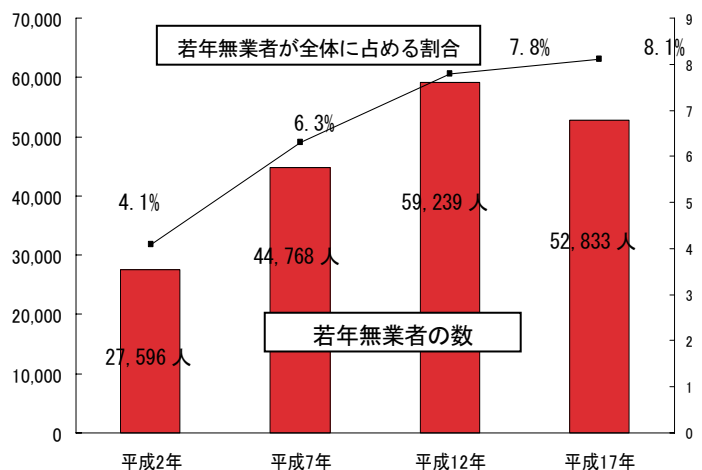


6 放課後に児童が安心して過ごせる場の確保

H15 に本市で実施した放課後児童育成事業に関する意識調査では、保護者が放課後に望む施策として、安心して過ごせる場の確保、活発に遊んだりスポーツのできる場の確保が望まれています。

7 本市若年無業者の推移

本市の15歳～34歳の若年無業者（ニート及び失業者）については、平成17年は総数で見ると平成12年より減少しているものの、若年無業者の占める割合は増加しており、青少年の自立支援施策が求められています。



■ こども青少年局6つの重点推進施策

1 地域における子育て支援の充実



子育てに関する様々な不安や負担を軽減し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる社会の実現を目指し、地域における子育て支援施策を市民と協働で推進します。

また、保育ニーズの増加に対応するため、広域的な利用が見込まれる駅周辺等の民間ビルを活用した「整備促進事業」を中心に保育所を整備するほか、保護者の就労状況に関わらず利用することが可能な、多様な保育サービスを推進します。

2 児童虐待防止への取組の充実



年々増加し、深刻化する児童虐待に対応するため、妊娠期からの不適切養育の予防を推進します。

また、今年3か所から4か所に増設される児童相談所の機能を強化するとともに、児童相談所と区や関係機関との連携をより密にすることにより、未然防止から、在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な対応を推進します。

3 障害児の生活支援の充実

学齢期の障害児とその家族の生活支援の充実を図るため、学齢期の障害児の放課後や夏休み等の居場所づくりを推進するとともに、地域療育センターの専任スタッフが、発達障害のある児童等への対応に関する支援を、小学校の教員に行います。

また、平成18年の児童福祉法の一部改正に伴い、大幅に増加する障害児施設の利用者負担の軽減を図るため、本市独自の助成を実施します。

さらに、重症心身障害児者に対する医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。

4 放課後児童育成施策の推進

すべての子どもたちにとって、安全で快適な放課後の居場所を確保する“放課後3事業”を推進します。

また、子どもの創造力を生かした自由な遊び場であるプレイパークの活動を支援します。

5 青少年自立支援施策の推進



よこはま若者サポートステーション、青少年相談センター及び地域ユースプラザを中心としたネットワークにより、若年無業者やひきこもり状態にある青少年の自立を支援します。

また、青少年が安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流やさまざまな体験等を行う地域活動拠点を設置するとともに、思春期の様々な課題について啓発や検討を進めるため、出前講座やシンポジウム等を実施します。

6 母子家庭等の自立支援への対応の強化

母子家庭等の自立促進に向け、相談対応から迅速な情報提供、さらに具体的な就職につなげるまでの一貫した就労支援を行う拠点を整備するとともに、ハローワーク等関係機関と協働で、セミナーを開催する等サービスメニューを充実します。

また、増加するDV（ドメスティックバイオレンス；夫婦間、パートナー間の暴力）被害者が地域で安定した生活ができるよう様々な支援を行います。

1 地域における子育て支援の充実

主な取組内容

(1) 地域子育て支援拠点を中心とする地域における子育て支援の充実

市民と行政が協働のうえ、親子が交流でき、様々な情報提供や相談などを行う場（親子の居場所）づくりに取り組み、将来的には徒歩で行ける身近な場所（小学校区程度）での開設を目指すほか、地域の中で子どもを預け、預かる子育てサポートシステムの充実を図り、子育てを地域全体で支える環境を整えていきます。

(利用者数：年間延べ人数)

①地域子育て支援拠点	利用者数： 45,500人→ 96,000人	(5か所→9か所)
②親と子のつどいの広場	利用者数： 47,000人→ 51,000人	(14か所→19か所)
③幼稚園はまっ子広場	利用者数： 50,000人→ 68,000人	(15か所→19か所)
④子育て支援者の相談会場	利用者数： 202,000人→229,000人	(145か所→160か所)
⑤育児支援センター園	利用者数： 78,000人→ 86,000人	(24か所→29か所)
⑥子育てサポートシステム	利用件数： 35,000件→ 36,000件	

(2) 多様な保育ニーズへの対応

保育ニーズの多様化に対応するため、障害児保育、一時保育、休日・年末年始保育、病児保育、長時間保育等を充実します。

①障害児保育	利用者実人数： 609人→ 618人	(326か所→338か所)
②一時保育	利用者延べ人数： 92,700人→ 95,800人	(180か所→186か所)
③休日・年末年始保育	利用者延べ人数： 1,300人→ 1,500人	(7か所→10か所)
④病児保育	利用者延べ人数： 1,500人→ 2,200人	(4か所→7か所)
⑤長時間保育	利用者延べ人数： 339,900人→351,000人	(370か所→382か所)

(3) 保育所整備等の推進

保育ニーズの増加に対応するため、広域的な利用が見込まれる駅周辺等の民間ビルを活用した「整備促進事業」を中心に保育所整備を推進します。

①新規整備の促進	}	①、②
②認定こども園の整備		1,350人定員増
③老朽保育所の改築促進による整備		③44人定員増
④定員外入所の受け入れ促進(新たな補助制度創設) <新規>		④10か所

(4) 働きやすく子育てしやすい横浜の企業づくり支援<新規>

市内企業の仕事と子育ての両立及び地域子育てへの貢献活動を促進するため、アドバイザー派遣モデル事業や、表彰制度、ホームページ等による情報提供を実施するとともに、企業の取組を推進するインセンティブの検討を行います。

○アドバイザー派遣モデル事業 (派遣先：企業2、企業グループ1)

主な取組内容

(1) 妊娠期からの不適切養育の予防

少子化・核家族化の進行により、育児不安の強い養育者や育児経験の少ない養育者が増えていきます。出産や育児に対する不安を抱えている妊婦等に対して継続的な支援を行い、児童虐待の予防に努めます。

- 育児不安を抱えた妊婦への対応を含めた「養育支援マニュアル」改訂版の作成（9月までに作成）

(2) 児童相談所の機能強化と地域連携の推進

児童虐待の専門機関である児童相談所機能の強化と一時保護児童の生活環境の改善を図ります。

また、児童虐待防止については、地域全体での取組が重要であるため、児童相談所と区役所や関係機関との連携強化を図るとともに、民生・児童委員等関係者への研修を実施します。

- ①新中央児童相談所に自立支援部門新設(※1)（自立支援部門利用件数 20件）
- ②一時保護所定員増と外部評価制度(※2)の導入
（一時保護所定員 2か所 84人→3か所 131人）
- ③区と児童相談所の連携推進と要保護家庭支援の強化
（連携会議の実施 各区単位で年2～3回）
- ④民生・児童委員等関係者への研修実施（各区ごと実施 18区）

※1；児童養護施設等での生活に適応が難しい児童の支援や、在宅を含めた児童に対する就労等に向けた生活指導を行います。

※2；一時保護所に入所している児童の権利擁護の視点から、外部の第三者による評価を行う制度

(3) 児童養護施設等における家庭的支援の充実

家庭に代わって、児童へのきめ細やかな生活支援を行うため、児童養護施設の改築や新設に合わせ、個室化、ユニット化(※1)を図るとともに、地域小規模児童養護施設(※2)を設置します。

また、制度の周知方法を工夫し、里親の新規登録数を増やすとともに、支援体制の充実を図ります。

- ①児童養護施設の新設 1館目；設計(9月完了)、着工(20年度開所予定)、定員30人
2館目；用地選定、法人募集、基本設計実施
- ②児童養護施設の改築 聖母愛児園 着工(21年度開所予定)、定員20人増(76人→96人)
- ③地域小規模児童養護施設 定員6人→12人（1か所→2か所）
- ④里親新規登録(20組)、里親サロン等実施(24回)、里親対応専門員による訪問(352回)

※1:ユニット化…少人数で生活(就寝、食事、入浴)できる単位で施設を構成すること。

※2:地域小規模児童養護施設…地域の民家等を活用し、養育環境に恵まれない子どもたちを、少人数の家庭的な雰囲気の中できめ細かく養育する施設

主な取組内容

(1) 障害児の居場所づくり

学齢期の障害児が、放課後や夏休みにのびのびと過ごすことのできる居場所を増やすことで、さまざまな体験や交流を通じて障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の就労や余暇等の社会参加の機会が充実し、安定した生活が送れるような環境を整えます。

○障害児居場所の運営（年間延べ利用者数 8,884人、7か所）

(2) 地域療育センターによる学校支援<新規>

障害児の教育環境の向上に寄与するため、療育の専門機関である地域療育センターに、専任の学校支援スタッフを配置（8センターに2名ずつ）し、**小学校の教職員を対象に、発達障害等のある児童等への対応に関する支援**を行います。

- ①地域療育センター学校支援担当者、学校関係者による担当者会議の実施
(5月末までに8回)
- ②教室等の環境設定や児童とのコミュニケーション等に関する指導・助言、教材の活用助言、教職員への研修等の支援実施（要請のあった小学校全校）

(3) 障害児施設利用者負担助成<新規>

平成18年10月の児童福祉法の一部改正に伴い、障害児施設の利用者負担が大幅に増加することから、**障害児のいる家庭の子育てを支援し、施設利用の抑制等を招かないよう、本市独自の助成を実施**します。

○助成対象 障害児施設を利用する20歳未満の障害児の保護者（対象児童数 約1,000人）

(4) 重症心身障害児者への医療提供体制の充実・拡大(アントレプレナーシップ事業※)<新規>

重症心身障害児者とその家族が身近な医療機関で安心して適切な医療が受けられ、在宅でも安心して生活できることを目指し、**医療提供体制の充実・拡大**に取り組みます。

- ①重症心身障害児者の医療機関受診状況の調査 (対象者 800人)
- ②福祉、医療関係者の協議会の実施 (3回)
- ③障害児者及び家族向けの医療機関情報の提供 (対象者 800人)
- ④看護師等の医療専門職による受診相談・医療機関コーディネート (10月から実施)
- ⑤医療スタッフ養成研修の実施検討 (実施)

※アントレプレナーシップ事業：職員自ら提案した「市民のための事業」を企画から事業化まで責任を持って推進する事業

主な取組内容

(1) 放課後キッズクラブ事業

放課後児童育成施策の中心的事業と位置付け、拡大・展開を図ります。また、引き続き、良好な運営ができる法人を確保するため、公募選定及び評価方法の検討を行います。

- ①キッズクラブの実施 登録児童数：7,750人→12,400人 (30か所→48か所)
- ②平成20年度キッズクラブ実施か所の選定及び設計 (18か所)
- ③運営法人の公募選定及び評価方法等の検討

(2) はまっ子ふれあいスクール事業

保護者のニーズや地域特性に応じ、開設時間の延長やおやつを提供などを行う「充実型はまっ子ふれあいスクール」を推進します。

また、障害児の参加を促進するため、スタッフを対象とする現場研修を行います。

- ①充実型はまっ子の実施 登録児童数：2,780人→5,310人 (11か所→21か所)
- ②平成20年度分充実型はまっ子実施か所の選定 (14か所)
- ③障害児対応現場研修 (10か所→20か所)

(3) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

放課後児童クラブの指導員を対象とした、安全管理に関する研修等を実施し、各クラブの安全対策の一層の向上を図ります。

- 指導員研修 (延べ300人、10回)

(4) プレイパーク活動の支援

公園の一部を冒険的遊び場として活用し、子どもの創造力・冒険心を育むプレイパーク事業について、市民との協働により、実施か所数を増やすとともに、開催日を増やします。

- | | | |
|-------------------|-----------|-------------------------------|
| ①プレイパーク実施か所 | (7か所→9か所) | } 年間延べ利用者数
47,460人→52,000人 |
| ②既存プレイパーク開催日の増 | (2か所で実施) | |
| ③遊びのボランティア育成研修の実施 | (50人、3日間) | |

主な取組内容

(1) 若年無業者の職業的自立に向けた支援

「よこはま若者サポートステーション」及び、他の支援機関・団体とのネットワークにより、若年無業者一人ひとりの状況にあわせた様々な支援メニューを提供します。
また、小・中・高校生等を対象に職業体験事業を実施します。

- ①よこはま若者サポートステーションを中心とした支援の充実
(新たな講座等の開催 延べ 300 回)
- ②青少年自立支援協議会（仮称）の設置 (開催回数 6 回)
- ③学齢期児童・生徒等を対象とした職業体験事業の実施 (実施回数 4 回)
- ④企業等が若年無業者に対する理解を深めるための普及・啓発
(リーフレットの作成、ホームページなどによる就労支援に取り組む企業のPR等)

(2) ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進<新規>

青少年相談センターの機能を強化し、青少年の社会参加や自立へ向けた施策を展開します。また、地域に密着した青少年の自立支援を行うため、「地域ユースプラザ」を設置します。

- ①ユースサポーター訪問事業の実施 (訪問回数 延べ 120 回)
- ②ひきこもりからの回復期にある青少年に対する社会参加・就労体験事業
(参加者数延べ 400 人)
- ③地域における専門相談員の育成 (研修会の開催回数 2 回、参加者数 延べ 80 人)
- ④学齢期以降の発達障害の当事者や保護者に対する支援
(3～5人のミニサークル活動の実施、参加者数 延べ 80 人)
- ⑤地域ユースプラザの設置 (1か所、12月開設予定、来所延人数 1,700 人)

(3) 青少年の地域活動拠点づくり

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置します。

- ①新規設置 (1か所、10月開設予定、利用者数 延べ 2,250 人) 、②設置準備 (1か所)

(4) 思春期問題への取組

インターネット・携帯電話等の普及に伴う青少年の生活への影響や、親子関係・人間関係の希薄化などを中心とする思春期の課題について検討するとともに、青少年や保護者を対象としたシンポジウムや出前講座等による啓発事業を実施します。

- ①横浜市思春期問題連絡会（仮称）(開催回数 6 回)
- ②シンポジウムや講座等の開催
(開催回数 シンポジウム等 2 回・出前講座延べ 36 回、参加者数 延べ 2,000 人)

主な取組内容

(1) 母子家庭の母に対する就労支援

ひとりで子育てと生計維持を担い、経済的な自立が困難な母子家庭の母の就労を支援し、自立を推進します。

相談から就職につなげるまでの継続的な自立支援を行う**拠点を整備**するとともに、ハローワーク等関連機関と協働して**就労支援セミナー**などを開催します。

①母子家庭自立支援拠点の整備（5月）

②相談から就労に結びつける支援の推進と内容の充実

（年間支援者数 600人、就労者数 90人、支援セミナー開催 6回）

(2) DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援 <新規>



DV被害者等が地域での生活に向けて十分な準備ができるよう、**シェルターの一部の利用期間を6か月まで延長**できることとし、また、**自立を専門的に支援する職員をシェルターに配置**します。

加えて、母子生活支援施設退所後、安定して地域での生活を営み続けられるよう、施設に**フォロー支援職員を配置**し、施設退所後1年間は、フォロー支援職員が相談を受けるなどの支援を行います。

さらに、母子家庭の生活安定のため、5世帯以上の母子世帯が共同して生活の場を経験する**小規模分園型母子生活支援施設の設置**や、病気等の緊急時に一時的に子どもを預けられるような**夜間養護（トワイライトステイ）**を実施します。

①シェルター等への専門的支援職員の配置（3か所）

②母子生活支援施設退所者向けフォロー支援者の配置（2か所）

③小規模分園型母子生活支援施設の設置（1か所、定員6人）

④夜間養護（※）の実施施設の設置（1か所）

※夜間養護（トワイライトステイ）；母子世帯の夜間保育